

## 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正理由

- (1) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の制定により、大麻取締法が一部改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行った。
- (2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の制定により、接道・道路内建築制限規制を緩和する特定行政庁の認定制度が創設されたことを踏まえ、使用料及び手数料条例において当該認定申請手数料2項目が新設されることから、当該手数料を千葉県収入証紙により納入することを可能とするため、当該手数料を使用料及び手数料条例施行規則（以下「規則」という。）の別表第2に新たに規定した。
- (3) 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号）に基づく許可及び変更許可の申請に係る手数料の納入を千葉県収入証紙によることとするため、当該手数料を規則の別表第2に新たに規定した。

### 2 改正内容

別添新旧対照表のとおり

### 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める期日から施行した。
  - (2)の規定 公布の日
  - 1(1)の改正規定 改正法の施行の日
- (2) 準備行為  
改正法の施行前においても大麻草採取栽培者の免許申請ができる旨の規定を定めた。